

最終案協議

項目	協議内容	協議結果とその理由	変更箇所
住民投票	協働のまちづくりに市民を参加させることが先決 市民→提言する権利あり ↑ ・アンケート ・パブコメ 具体化できる (含)	まちづくりを協働するために、力を出し合うのに、投票は必要ないと思う 住民投票→入れる必要なし 協働でまちづくりする目的 ↓ 2択で〇×ははっきりさせるのは…。	住民投票は条件にもり込まない (否)
議会	自治基本条例ではないまちづくり条例なので、今回は議会を盛り込まない 議会が住民との関係をしっかり入れてください。期待してます。 議会は市民の参加や参画を理解し、協働のまちづくりを推進しなければならない	市民と議会は直接関われない 議会は議決する機関 議会は協働のまちづくりを行う直接の主体ではない 議員は市民に含まれているので個人として関わって欲しい	

《グループ発表より》

まだ中身を十分に協議できていなくて途中段階ですが、発表します。

まず住民投票ですが、結論から言いますと、住民投票は条文には盛り込まないということでまとまりました。理由は、協働のまちづくりというテーマでやっているの、まずは協働のまちづくりに市民を参加させることが先決ということで、住民投票を盛り込まないほうが良いのではないかと思います。

『協働のまちづくりに市民を参加させることが先決』という意見の他には、『市民が提言する権利』が既にあるということで、その手段とし、例えばアンケートやパブリック・コメントなどがあるという意見も出ました。その他に、『まちづくりを協働するために、力を出し合うのに、投票は必要ないと思う』という意見もありました。

以上から、徳地フォーラム班としては、住民投票は盛り込まないという結論になりました。

続いて議会についてですが、これには、『議会が住民との関係をしっかり入れてください。期待してます。』という意見や、『議会は市民の参加や参画を理解し、協働のまちづくりを推進しなければならない』という意見が出ました。

これらの意見を協議した結果とその理由ですが、『市民と議会は直接関われない。議会は議決する機関。』である、という理由や、『議会は協働のまちづくりの主体ではない。』、『議員は市民に含まれているので個人として関わって欲しい。』という理由で、『自治基本条例ではないまちづくり条例なので、今回は議会を盛り込まない。』という結論になりました。ただ、いずれは議会の方にも協働のまちづくりに入る機会があると思いますので、その時点でまた考えた方がいいのではないかと思います。以上です。

最終案協議

項目	協議内容	協議結果とその理由	変更箇所
48・49 (資料2) 住民投票	自治のあり方 市全体の意思決定 手段の規定 ↓ 自治基本条例 別立てでどうぞ 対立構図はそぐわない (白か黒かは) 分裂を引き起こす 重要なことは、 非常設型で行える 条文の中に市民全 員にはかる内容はな いので必要なし	協働のまちづくりを 進める上では必要 ない ねじれをおこす 同じ市民、仲間とい うスタンスでなくなる 慎重にすすめたい	《グループ発表より》 私たちの班では、 住民投票と議会のと ころしか議論できな かったのですが、基 本的に他の班と同じ 意見が出ています。 住民投票につい て、条例の中に盛り 込まないという結論 になりました。理由 は、まちづくりのた めということを考え ての投票とは、どん なことがあるかと考 えたときに、今のと ころ考えられないの ではないかというこ とがあったからで す。 次に議会について ですが、私たちはま ちづくりに関する条 例をつくっているの であって、いわゆる 自治基本条例をつ くっているわけでは ありません。基本的 なスタンスが違っ たということになり ました。 ただし、推進委員 会に議員も加わっ ていただくようにし 、この中で議員の立 場でものを申しも らいたいという意見 も出ました。これは 今後のことなので す。 あとは、他の2班 と同じ意見が出まし て、今回は条文の中 には盛り込まない という結論になり ました。以上です。
44～47 (資料2) 議会	まちづくり条例 数少ない ↓ 〔秩父市 議会 新見市 規定あり〕 議会との協働イメ ジできない 議会として地域のま ちづくりに参加する ことはない 責務は地方自治法 にある 議会の具体的要望 が見えない	議会基本条例 議会のあり方 (透明性 努力義務) 『NPOに予算配分を』 という議員もいる (市民の活動を応援 してもらいたい思い はある) 議員に条例を納得し てもらおうプロセスが必 要 議員さんとはうまくや りたい ↓ 時間がない 市民会議 知識がない 今後の検案	意見を出された議員 は市民派の議員だ と思うので、行き違 いの思いはなくてい かないと ★推進委員会に議 員枠もありかも… 十分な議論を!! 議会からの提案があ れば検討してもよい かも 十分に理解し合っ て応援し合える関係 が理想 今回は条文には入 れない!!

最終案協議

項目	協議内容	協議結果とその理由	変更箇所
住民投票		市民が育っていない 直接選挙 ↑ 議会を通さない 議会にとって 市民が力をつけることがこわい!?	必要なし
議会		自治基本条例 ⇕ <u>協働のまちづくり条例</u> ・市民活動をやりやすくするために ・対等な	必要なし
地域コミュニティ	集団＞集まり レベルが高い		集まり→集団 に修正

項目	協議内容	協議結果とその理由	変更箇所
市民活動		プロセス検討会案 のとおり	
知る権利		プロセス検討会案 のとおり	

《グループ発表より》

まず住民投票については、変更はしないという結論になりました。理由は、市民自体がまだ住民投票できるまで育っていないのではないかとということと、そういった直接選挙といったものを行うようになると、議会を通さなくても決まってしまうということになり、市民が育って力をつけていくということは議員にとって恐怖になるのではないかとということで、今はそのような議員から反発があるようなものは盛り込まないということで、こういう結論になりました。

議会についても、盛り込まないということでまとまりました。議論の中では、議員は何か誤解されているのではないかと、という意見も出ました。私たちが作っているのはあくまで協働のまちづくり条例であって、どうやったら私たち市民が行政と対等な立場でより良いまちをつくっていけるかということを作っているのであって、活動しやすくするための条例を作っています。つまり、私たちは、いわゆる自治基本条例などというものを作っているわけではないので、議会を盛り込まないという結論になりました。

また、私たちの班では地域コミュニティのところにも議論は進みまして、パブリック・コメントでいただいた「集まり」という表現はどうかということについても検討しました。確かに「集まり」という表現は、何か色んなものが、ただ集まっているというイメージなので、それよりはもう少しレベルの高い「集団」という表現が良いのではないかと、「組織」まではいかななくても、「集団」という中間あたりのレベルが良いのではないかとという結論になりました。つまり、プロセス検討案に賛成だということです。

それから市民活動について、「市民活動団体」と表現したらどうかという意見が出ていますが、第14条で「市民活動団体」の言葉が説明されていて、ここで「地域コミュニティ」との比較が出来ているので、現在のままのほうが分かりやすいという結論になりました。よって、変更していません。

それから、「知る権利」についてですが、この条例で言う「知る権利」は、パブリック・コメントで意見が出されているような「知る権利」とは異なり、お互いに持っている情報を出し合って、より良いまちにしていくためにその情報を共有しましょう、という意味の「知る権利」なので、そのことをお伝えしようということになりました。以上です。